

地域コミュニティ除雪活動支援事業の一部変更について ～ 事前準備の経費も補助対象とします ～

変更内容

これまで、鳥取市北部又は南部地域に大雪注意報が発表された日以降に支出した経費のみを補助対象としていましたが、大雪時の除雪活動に備えた注意報発表前の事前準備にかかった経費も補助対象とします。

※ 事前準備の例：スコップ等の除雪用具、除雪機用燃料、融雪剤などの事前購入
除雪機の点検、メンテナンス

※ 令和2年度以前(令和3年3月31日以前)に支出された経費は対象となりません。

※ 補助対象経費の種類や申請期間などに変更はありません。

申請上の注意事項

(1) これまでどおり大雪注意報が発表された日以降に、除雪活動を行った場合に申請が可能となります。

(2) 事前に準備していたとしても、大雪注意報が発表されなかった場合、発表された日以降に除雪活動を行わなかった場合の費用は申請の対象となりません。

(3) 申請書類等は鳥取市ホームページで公開します。

【 組織で探す > 市民生活部 > 協働推進課 > 提供情報 > 自治会(町内会) 】

●問い合わせ先

◇鳥取地域…市民生活部協働推進課 コミュニティ支援係 電話：(0857) 30-8176

◇支所市域…各総合支所 地域振興課

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・国府 電話：(0857) 39-0555 | ・福部 電話：(0857) 75-2811 |
| ・河原 電話：(0858) 76-3111 | ・用瀬 電話：(0858) 87-2111 |
| ・佐治 電話：(0858) 88-0211 | ・気高 電話：(0857) 82-0011 |
| ・鹿野 電話：(0857) 84-2011 | ・青谷 電話：(0857) 85-0011 |